

令和4年3月22日

保護者・地域の皆様

金沢市教育委員会
金沢市立兼六中学校
校長 瀬谷 浩

「まん延防止等重点措置」の適用解除に伴う金沢市立学校の 対応等について（令和4年3月22日時点）

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、3月21日に本県における「まん延防止等重点措置」が解除されたことを踏まえ、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

今後のさらなる感染拡大をできる限り予防し、子供達の学びを止めないためにも、引き続き保護者の皆様と子供達の感染予防について、「新型コロナウイルス感染症対策への引き続きのお願い（令和4年3月22日時点）」に基づき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における通常授業について

- ・感染症対策を徹底し通常の授業を継続します。「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」などの実施については、慎重に検討することとし、可能なものは避け、実施する場合は、感染症対策を徹底します。
- ・身体的距離が十分にとることができないときはマスクを着用することを基本としますが、体育の授業中等については、身体へのリスクを考慮して、外してもよいこととします。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底します。

2 学校行事等について

泊を伴う学校行事、遠足・社会見学・運動会等については、本校及び地域の実情に応じて、慎重に検討・判断するとともに、実施する場合は、感染症対策を徹底します。

3 部活動について

- ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については慎重に検討し、実施する場合は、感染症対策を徹底する。
- ・部活動前や終了後等、生徒同士で食事をすることは引き続き控えます。
- ・練習試合等については、十分な感染症対策を講じたうえで実施を可能としますが、いずれもお子様の参加については、必ず保護者の同意を得ることとします。

4 感染症対策等について

今後も引き続き、検温や体調確認、マスクの着用、手洗いをはじめとする基本的な感染症対策、新型コロナウイルス感染症に関して差別・偏見につながるような言動を慎むこと等について、お子様への指導のご協力をお願いします。

※裏面「新型コロナウイルス感染症対策への引き続きのお願い（令和4年3月22日時点）」もご確認ください。

保護者の皆様

令和4年3月22日

金沢市立兼六中学校
校長 瀬谷 浩

新型コロナウイルス感染症対策への引き続きのお願い（令和4年3月22日時点）

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、本県における「まん延防止等重点措置」の適用が解除されましたが、金沢市教育委員会より、感染症対策への引き続きのご協力についての通知が出されました。
ご家庭においても引き続き感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和4年3月22日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策への引き続きのお願い（令和4年3月22日時点）

3月21日、本県における「まん延防止等重点措置」の適用解除が決定されましたが、本市においては未だ児童生徒の感染者が確認されており、予断を許さない状況にあります。

つきましては、ご家庭におかれましても以下の内容を確認され、引き続きご協力をお願いいたします。

■休養または自宅待機のお願い

お子さまやご家族ともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師の指示または症状が見られるため検査を行うこととなった場合

お子様が、保健所または患者本人等から陽性者の濃厚接触者に当たると連絡があった場合は、外出自粛期間中はお子様の登校は控え、自宅待機していただくようお願いいたします。

※外出自粛期間の詳細は、石川県ホームページ参照

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくこと
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること など

■臨時休業等による自宅待機期間中の医療機関への受診について

自宅待機期間中に、医療機関を受診する、または受診を希望する際は、まずは電話で自宅待機中である旨を伝え受診について相談し、医療機関の指示を受けるようお願いいたします。

■差別や偏見の防止

感染された方を特定したり、そのご家族や知人を誹謗中傷したりするような言動及びSNSでのやり取り等は、人権及び個人情報保護の観点から厳に慎むようお願いいたします。